

船舶インシデント調査報告書

令和3年7月28日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	令和2年11月15日 07時55分ごろ
発生場所	三重県 ^{おわら} 尾鷲市尾鷲港東南東方沖 桃頭島 ^{とがしら} 灯台から真方位085° 4.1海里付近 (概位 北緯34°03.9′ 東経136°20.6′)
インシデントの概要	プレジャーボートあやしおは、航行中、右舷主機が停止して直進できなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和2年11月27日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート あやしお、9.1トン 235-38152神奈川、個人所有 ディーゼル機関（2基）、船内機、4サイクル、出力276kW (合計)、回転数毎分2,800、6気筒、ボア102mm、使用燃料軽油
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風力 3、視界 良好 海象：波高約2.0m
インシデントの経過	<p>本船は、船長ほか1人が乗り組み、帰航する目的で定係地に向け、航行していたところ、右舷前方より波を受けた際、右舷主機が停止し、右舷方に旋回し、直進できなくなった。</p> <p>船長は、点検したところ、右舷前方からの波を受けた際、海水が打ち込んで操舵室の上部操縦席右舷側に装備されていた右舷主機用分電盤に浸水し、回路が短絡していることを認め、右舷主機が停止したと判断した。</p> <p>船長は、左舷主機を使用して当て舵で帰航しようとしたものの、直進できず、航行不能と判断して118番通報を行い、本船は、来援した巡視艇等にえい航された。</p> <p>船長は、波高が2mの状況下、約10ノット(kn)の速力(対地速力、以下同じ。)で航行中、右舷前方からの波を受けたので、速力が速すぎたかもしれないと本インシデント後に思った。</p>
分析	本船は、波高約2mでの状況下、約10knの速力で航行していたことから、右舷前方から波を受けて海水が打ち込み、操舵室の上部操縦席右舷側に装備されていた右舷主機用分電盤に浸水して回路が短絡し、右舷主機が停止して左舷主機のみを使用して帰航しようとしたも

	<p>のの、直進できず、運航不能となったものと考えられる。</p>
原因	<p>本インシデントは、本船が、波高約2mでの状況下、約10knの速力で航行していたため、右舷前方から波を受けて海水が打ち込み、操舵室の上部操縦席右舷側に装備されていた右舷主機用分電盤に浸水して回路が短絡し、右舷主機が停止して左舷主機のみを使用して帰航しようとしたものの、直進できなかったことにより発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、波高及び波向を考慮して、適切な針路及び速力で航行すること。 ・ 船長は、海水を受ける可能性のある機器について、防水構造のものを使用することが望ましい。